

令和3年度経済産業省中小企業庁委託 人権啓発活動支援事業に係るD
VDビデオの増プレスに関する見積競争（仕様書）

1 件名

人権啓発活動支援事業に係るDVDビデオの増プレス業務

2 業務内容

以下のDVDビデオ作品を増プレスする。

- (1) 平成26年度経済産業省中小企業庁委託 企業におけるCSR・人権に関する取組事例ビデオ「企業活動に人権的視点をーCSRで会社が変わる・社会が変わるー」（「取組概要とポイント」付き）」
- (2) 平成30年度経済産業省中小企業庁委託 企業におけるCSR・人権に関する取組事例ビデオV o 1. 2「企業活動に人権的視点を②ー会社や地域の課題を解決するためにー」（「取組概要とポイント」付き）」
- (3) 令和2年度経済産業省中小企業庁委託『許すな「えせ同和行為」～あなたの会社を不当な要求から守ろう～』（「活用の手引き」付き）

3 仕様等

以下（1）～（4）をDVD用の白色のトールケースに適切に封入し、キャラメル包装を施す。

(1) DVD-V i d e o

片面2層のメディアに、指定内容を日本国内でプレスする。

※ レーベル面に指定内容を印刷する（2の（1）2色、2の（2）4色、2の（3）4色・プラントダイレクトデータ支給）

(2) ジャケット

デザインは3種別で、以下仕様は3種共通。指定内容を印刷する（版下PDFデータ支給）

ア 判型等：DVDトールケースに適合する判型

イ 刷 色：4色

(3) チラシ

デザインは3種別で、以下仕様は3種共通。指定内容を印刷する（版下PDFデータ支給）

ア 判型等：A4判／裏表

イ 刷 色：両面4色

ウ 用 紙：コート紙110kg、4つ折りにして封入

(4) 冊子

以下の指定内容を印刷・製本する（版下PDFデータ支給）

ア 2の（1）

（ア）判型等：B6変形縦長（119ミリ×182ミリ）／20ページ／中綴じ

(イ) 刷 色 : 全ページ4色

(ウ) 用 紙 : コート紙73kg

イ 2の(2)

(ア) 判型等 : B6変形縦長 (119ミリ×182ミリ) / 24ページ / 中綴じ

(イ) 刷 色 : 全ページ4色

(ウ) 用 紙 : コート紙73kg

ウ 2の(3)

(ア) 判型等 : B6変形縦長 (105ミリ×180ミリ) / 20ページ / 中綴じ

(イ) 刷 色 : 全ページ4色

(ウ) 用 紙 : コート紙73kg

※ 印刷・製本に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき、定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たさなければならず、それを証するための書類を提出しなければならない。

※ ただし、印刷用紙については受注後、当該基準を満たす製品を入手することが困難な場合には、当センターの了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

4 スケジュール（予定）

(1) データ支給日 : 令和3年7月 2日（金）

(2) 納品期限 : 令和3年7月30日（金）

5 納品先

(1) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

(2) 当センターが指定する倉庫（関東近郊1か所を予定）

※ 納品にかかる経費は受注者負担とする。

※ 各納品先への納品部数は、別途指示する。

6 成果物

(1) 2の(1) : 500枚（セット）

(2) 2の(2) : 1,000枚（セット）

(3) 2の(3) : 2,000枚（セット）

7 応募概要

(1) 提出書類

見積書

- (2) 提出期限
令和3年7月1日(木)午前12時
- (3) 決定方法
見積金額により決定する。

8 その他

- (1) 応募にあたっての提出書類は返却しない。
- (2) 本見積競争参加に要する経費は、応募者の負担とする。
- (3) 本件を実施するに当たって知り得た情報については、本件以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏洩しないこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、受注者と別途協議する。
- (5) 本件の実施に当たっては、当センターによる確認及び承諾を得た上で作業を進めること。
- (6) 上記各仕様は現時点での想定であるため、受注者確定後に協議を進めていく過程で変更の可能性がある。仕様に変更があった場合は、受注者との協議の上、発注金額を変更する。その際は再度、見積書を速やかに提出すること。
- (7) 本件の完遂のために十分な実施体制を整えること。
- (8) 請求書は、本件完遂後速やかに発行すること。
- (9) 本件の実施に当たり著作権が発生するものについては、全て経済産業省中小企業庁に帰属するものとし、権利上の問題が発生しないようにすること。
- (10) 発注後、本仕様に従わないと認められる場合には、発注を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受注者の負担とする。また、受注者に責めに帰すべき事由がある場合には、当センターから違約金を請求する場合がある。
- (11) 本件の全部を一括して第三者に委託してはならない。本件の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。

10 監督及び検査

本件の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の当センター職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員：総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員：事務局長 上杉憲章

11 問合せ・連絡先

公益財団法人権教育啓発推進センター 事業部第2課 加藤・正岡
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階
TEL：03-5777-1802 (代表)
FAX：03-5777-1803
Eメール： kato@jinken.or.jp

j i g y o 2 @ j i n k e n . o r . j p

ウェブサイト： <http://www.jinken.or.jp>

T w i t t e r

https://twitter.com/jinken_center

Y o u T u b e 人権チャンネル

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

人権ライブラリー

<https://www.jinken-library.jp>